



2020年4月28日

各 位

会社名 兼松エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 亮
(コード番号 8096 東証第1部)
問合せ先 取締役経営企画室長 岡崎 恭弘
電話 03-5250-6801

執行役員制度の導入、ならびにそれにともなう定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員制度の全面的な導入と、それに伴い2020年6月19日開催予定の第52回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを、決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

— 記 —

1. 本制度導入の目的

当社は、今般ガバナンス体制を見直すこととし、経営の意思決定の迅速化および、監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図るとともに、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を導入することといたしました。

それに伴い、当社定款の一部変更を第52回定時株主総会に付議いたします。

<変更の概要>

- ① 執行役員に関する規定を新設するものです。
- ② 執行役員制度の導入にともない、役付取締役は会長、社長のみとし、副社長、専務、常務およびその他の役位は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の削除等、所要の変更を行うものです。
- ③ BCPを踏まえた機動的な株主総会運営を図るため、株主総会の開催地の記載を削除し、あわせて会社法上で定められている事項を削除のうえ、整理を行うものです。
- ④ 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招 集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年 4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。 <u>2. 株主総会は、本店所在地または東京都区内において開催する。</u>	第3章 株主総会 (招 集) 第 12 条 (現行どおり) (削 除) (削 除)
<u>(議事録)</u> 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 17 条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>	第4章 取締役、取締役会および執行役員 (削 除) 第 18 条～第 19 条 (現行どおり)
第 20 条～第 21 条 (条文省略)	

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。	(代表取締役) 第 20 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。 2. 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 21 条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知および決議) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3. <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 4. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の招集通知および決議) 第 22 条 (現行どおり) (現行どおり) (削 除) 3. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
第 25 条～第 26 条 (条文省略)	第 23 条～第 24 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(議事録)	(削除)
<p><u>第 27 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p><u>2.</u> 第 24 条第 4 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	
(取締役の報酬等)	(削除)
<p><u>第 28 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>	
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
<p><u>第 29 条</u> 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p><u>2.</u> 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	第 25 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(執行役員)</u></p> <p><u>第 26 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>
第 5 章 監査等委員会	第 5 章 監査等委員会
第 30 条 ~ 第 32 条 (条文省略)	第 27 条~第 29 条 (現行どおり)
<u>(議事録)</u>	(削除)
<u>第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u>	
第 6 章 会計監査人	(削除)
<u>(会計監査人の選任方法)</u>	
<u>第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>	
<u>(会計監査人の任期)</u>	
<u>第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>	
第 7 章 計 算	第 6 章 計 算
第 36 条 ~ 第 39 条 (条文省略)	第 30 条 ~ 第 33 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月19日（予定）

定款変更の効力発生日 2020年6月19日（予定）

以 上